

Newsletter

平成21年度税制改正特集 投資ファンド税制

Contents

1. PEを有する一定の投資ファンドに係る
免税措置
 - (1)「投資組合」の意義
 - (2)「特定外国組員」の要件
 - (3)「業務の執行」の意義
 - (4)「持分割合25%未満」の判定
 - (5)「特殊関係者」の範囲
 - (6)特定外国組員の判定時期
 - (7)届出要件及び適用期間
 - (8)明細書の提出
2. 投資ファンドの海外投資家に係る事業
譲渡類似株式のファンド合算規定の
特例
 - (1)適用要件
 - (2)届出要件
3. 改正に伴う主な検討事項

はじめに

海外投資家が組合を通じて日本に投資を行う場合の日本における恒久的施設(以下、「PE」という)の判定およびPEがない場合の株式譲渡益課税については、当該組合の共同事業性に着目し、一定の場合には日本で課税が行われることとなっており、こうした税務上の取扱いが、日本への海外資金の投資を妨げる要因の一つとなっていました。

しかしながら、平成21年度税制改正において、投資事業有限責任組合の有限責任組員については投資組合事業への共同事業性が希薄であることから、一定の要件の下で、日本での課税が一部免除されることとなりました。

1. PEを有する一定の投資ファンドに係る免税措置

投資事業有限責任組合その他の民法組合契約等(パートナーシップ契約等の外国におけるこれに類する契約を含む。以下「ファンド」または「投資組合」という)の無限責任組合員(以下、「GP」という)が日本で投資事業を行っている場合には、GPが行う投資事業は組合員が共同で行う事業であると考えられることから、当該ファンドに投資をする外国組合員について、日本に拠点(例:支店等)がない場合であっても、日本にPEを有するものと考えられています。この場合、外国組合員は日本で法人税(または所得税)の申告納税が必要とされ、また、ファンドが外国組合員に対し利益の分配を行う際には、原則として20%の源泉徴収が行われます。

平成21年度税制改正により、日本で投資事業を行うファンドに投資する一定の要件を満たす海外投資家(以下、「特定外国組合員」という)は、特例適用申告書その他一定の書類の提出を要件として、日本にPEを有しないものとされることになりました(以下、「PEに係る免税措置」という)。これにより、特定外国組合員が受ける利益の分配に対する20%の源泉徴収の必要はなくなり、当該利益にかかる申告納税も不要となります(ただし、PEを有しないこととされる組合員でも、後述の事業譲渡類似株式等の譲渡益等、一定の所得については日本で課税される場合があることに留意が必要です)(措法41の21、67の16)。

この改正は、ファンドの組成時期に関わらず、平成21年4月1日以後の海外投資家のPEの有無の判定について適用されます(附則36、50)。

(1) 「投資組合」の意義

投資組合とは、投資事業有限責任組合または外国におけるこれに類する組合をいいます(措法41の21②)。

(2) 「特定外国組合員」の要件

特定外国組合員とは、投資組合の組合員である以下のすべての要件を満たす非居住者または外国法人をいいます(措法41の21①)。

- ① 投資組合の有限責任組合員であること
- ② 投資組合の事業に係る業務の執行として一定の行為を行わないこと
- ③ 投資組合の組合財産に対する持分割合が25%未満であること
- ④ 投資組合の無限責任組合員と特殊の関係のある者でないこと
- ⑤ 国内に投資組合の事業以外の事業に係るPEを有しないこと

(3) 「業務の執行」の意義

(2)②の投資組合の事業に係る業務の執行として定められる行為は、以下に掲げる行為とされています(措令26の30①)。

- ① 投資組合契約に基づいて行う事業に係る業務の執行
- ② 投資組合事業に係る業務の執行の決定
- ③ 投資組合事業に係る業務の執行または決定についての承認、同意その他これらに類する行為

なお、「業務の執行」の具体的内容、組合員が組合事業にどの程度関与したら当該行為に該当するかが明確にされていないため、組合員の行為に関して慎重な判断が必要です。

(4) 「持分割合25%未満」の判定

(2)③の投資組合の組合財産に対する持分割合は、以下のうちいずれか高い割合をいいます(措令26の30④)。

- ① 投資組合財産に対する特殊関係組合員の持分の割合を合計した割合
- ② 投資組合契約に係る特殊関係組合員の損益分配割合を合計した割合

なお、特殊関係組合員には、組合員と(5)①から③に掲げる組合員の特殊関係者のほか、当該組合員が締結している組合契約(PEに係る免税措置の適用を受ける投資組合契約を除く)に係る組合財産として、投資組合財産に対する持分を有する者が含まれます。

(5) 「特殊関係者」の範囲

無限責任組員が以下のいずれかに該当する場合、組員と無限責任組員は(2)④の特殊の関係にあるとされます(措令26の30⑨、⑥)。

- ① 組員である非居住者の親族、使用人等
- ② 組員である外国法人の役員及び役員の特典関係使用人
- ③ 発行済株式又は議決権の50%超を保有する関係にある法人等

(6) 特定外国組員の判定時期

① 原則

「特定外国組員」の要件充足性は、投資組合契約の締結時から継続的に判定されます。

そのため、組員が投資組合契約期間中に「特定外国組員」の要件のいずれかを満たさないこととなった場合は、満たさないこととなった日以後は、当該投資組合契約についてPEに係る免税措置の適用を受けることができません、また、その後に要件を満たすこととなった場合でも、適用を受けることができません(措法41の21③④)。

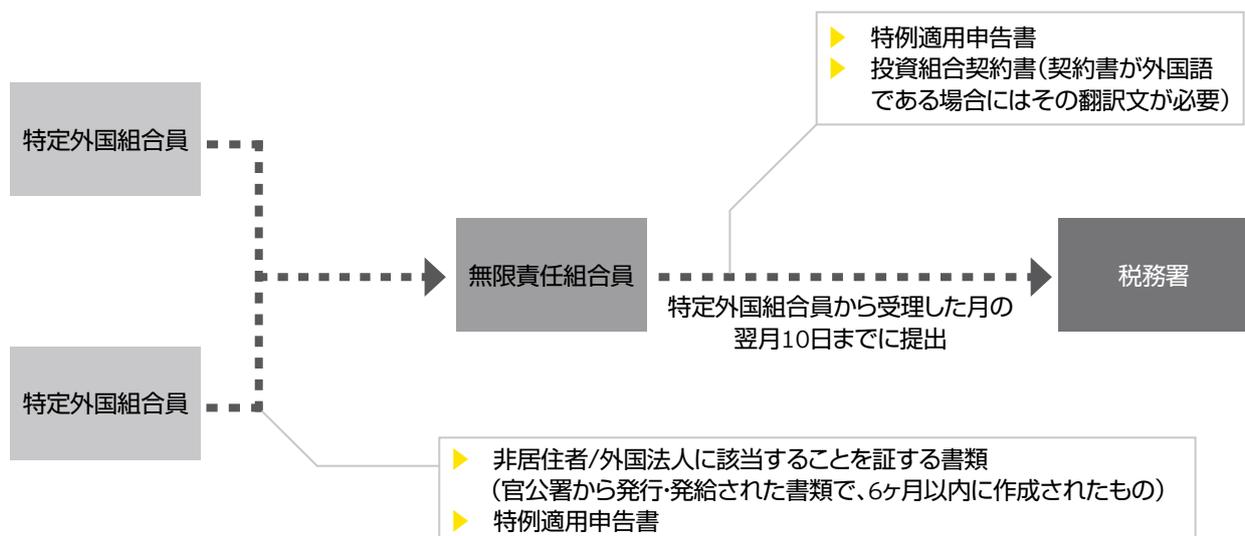
② 特例

投資組合契約の締結時において、国内に投資組合事業以外の事業に係るPEを有している組員が、その後、当該PEを有しないこととなる場合には、当該投資組合契約の締結時から継続して「特定外国組員」の他の4要件(上記(2)①～④)を満たしている場合に限り、当該投資組合契約についてPEに係る免税措置の適用を受けることができます(措令26の30⑭)。

(7) 届出要件及び適用期間

特定外国組員がPEに係る免税措置の適用を受けるためには、所定の事項を記載した「特例適用申告書」に、投資組合契約書等一定の書類を添付して、無限責任組員を通じて税務署長(組合利益の支払事務の取扱いを行う事務所等の所在地の所轄税務署長)に提出する必要があります。

PEに係る免税措置は、特例適用申告書等の提出日以後の期間について、適用されます(措法41の21③)。



(8) 明細書の提出

特定外国組員は、日本でPEに係る免税措置の適用により課税されないこととなった国内源泉所得の明細書を、確定申告期限までに、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(措法41の21⑨)。

2. 投資ファンドの海外投資家に係る事業譲渡類似株式のファンド合算規定の特例

日本にPEを有しない海外投資家が日本企業の株式を譲渡した場合、原則として譲渡益は非課税とされますが、一定期間内に日本企業の株式の25%以上を所有し、その株式を年間5%以上譲渡した場合には、その株式譲渡益について課税され、日本で申告義務を負うこととなります(「事業譲渡類似株式等の譲渡益課税」)(法令187、所令291)。

非居住者及び外国法人投資家の課税(原則)

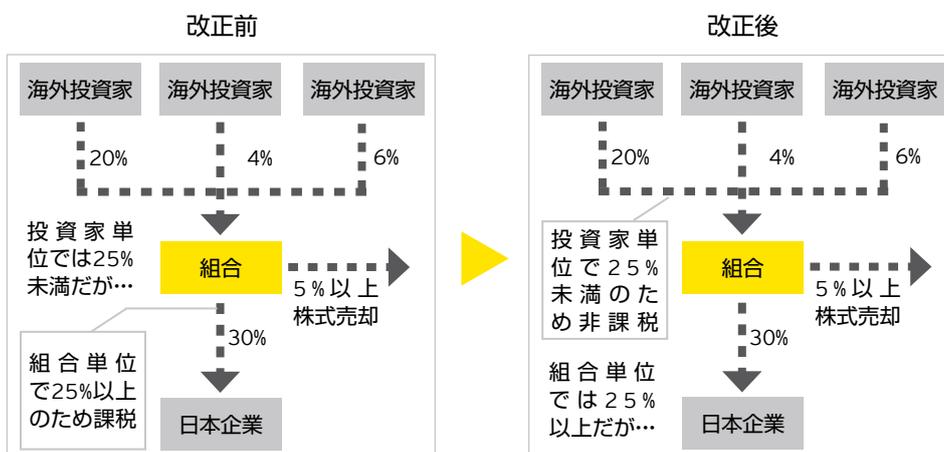
非居住者及び外国法人投資家	課税の範囲	適用税率 (外国法人の場合)	租税条約の適用	申告書の提出	源泉徴収
日本国内PEに有り	原則全ての所得	約41% (国税及び地方税)	原則適用無し	必要	有り
日本国内PEに無し	25%/5%株式 その他	30% (国税)	適用可能性有り	必要 (課税の場合)	原則無し

海外投資家に係る「25%所有、5%譲渡」の判定は、その海外投資家の関連者の所有数または譲渡数を含めて判定されますが、平成17年の税制改正以降、海外投資家が組合経由で日本企業に投資する場合は、その関連者の範囲に当該組合に投資している他の組合員が含まれることとなりました。その結果、組合形態による投資の場合、25%/5%の判定は組合単位で行われることとなりました。組合単位で25%/5%基準を満たす場合には、当該組合に投資する海外投資家は、その株式譲渡益について課税され、日本で法人税(または所得税)の申告納税が必要とされました(但し、日本と海外投資家所在地国における租税条約により課税されない場合があります)。

平成21年度税制改正により、日本にPEを有しない海外投資家が組合を通じて行う一定の要件を満たす株式の譲渡については、25%/5%の判定は、原則の組合単位ではなく投資家単位で行われることとなりました。

これにより、投資家単位で25%/5%基準に該当しない場合かつ一定の書類の提出があった場合には、海外投資家の株式(不動産関連法人の株式を除く)の譲渡益は原則として非課税とされ、当該譲渡益にかかる申告納税も不要となります(措令26の31、39の33の2)。

「25%/5%株式」の判定の改正



この改正は、組合の組成時期に関わらず、平成21年4月1日以後に行われる株式の譲渡について適用されます(附則18、33)。

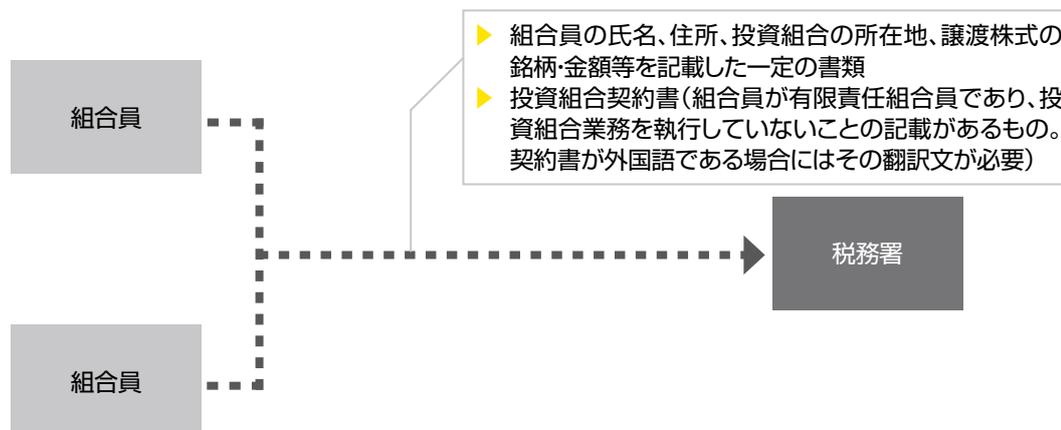
(1) 適用要件

非居住者又は外国法人が投資組合(投資事業有限責任組合又は外国におけるこれに類する組合)を通じて行う以下の要件を満たす株式の譲渡については、25%/5%の判定上、組合合算規定は適用されません(措令26の31)。

- ① 投資組合の株式の保有期間が1年以上の株式の譲渡であること
- ② 一定の破綻金融機関株式の譲渡ではないこと
- ③ 上述1(2)に規定する特定外国組合員(下記④において同じ)が投資組合を通じて行う株式の譲渡であること
- ④ 特定外国組合員に該当しない組合員が投資組合を通じて行う株式の譲渡である場合には、以下の要件を満たすこと
 - ▶ 組合員が国内にPEを有しないこと
 - ▶ 譲渡年以前3年内で投資組合契約を締結していた期間において、組合員が有限責任組合員であり、投資組合事業に係る業務の執行をしていないこと
 - ▶ 譲渡年以前3年内のいずれの時においても、組合員ごとに計算した株式保有割合が25%未満であること

(2) 届出要件

組合員が25%/5%株式の組合合算除外の適用を受けるためには、所定の事項を記載した書類に投資組合契約等一定の書類を添付して、確定申告期限までに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(措令26の31⑤)。



3. 改正に伴う主な検討事項

今回の改正により、一定の組合員に関しては、PEを有する一定の投資ファンドに係る免税措置、ファンド投資に係る25%/5%株式の組合合算除外が適用されますが、これらの適用を受けるための要件は不明瞭な点が多く、また手続きが複雑であることから、適用にあたっては、事前の十分な検討が不可欠です。

改正に伴う主な検討事項

- ▶ 改正の要件の充足可能性について、現在のファンドストラクチャーをベースに検討
- ▶ 改正の適用を受けるための新規のファンドストラクチャーの検討
- ▶ 組合員が投資組合の業務の執行を行っているか否かの検証
- ▶ 有限責任組合員と無限責任組合員が特殊関係者に該当するかの検証
- ▶ 不動産関連法人の株式等の譲渡は従来どおり課税の対象となるため、投資先が不動産関連法人でないことの確認

Contact

トランザクション タックス部

関谷 浩一	パートナー	03-3506-2447	koichi.sekiya@jp.ey.com
トビアス リントフェルト	パートナー	03-3506-2423	tobias.lintvelt@jp.ey.com
上田 憲治	パートナー	03-3506-2467	kenji.ueda@jp.ey.com
金谷 雅子	パートナー	03-3506-2430	masako.kanaya@jp.ey.com
奥野 由紀子	ディレクター	03-3506-1328	yukiko.okuno@jp.ey.com
岩城 美香	シニアマネージャー	03-3506-3444	mika.iwaki@jp.ey.com
海老原 英征	シニアマネージャー	03-3506-2770	hideyuki.ebihara@jp.ey.com
香取 雅夫	シニアマネージャー	03-3506-2606	masao.katori@jp.ey.com
進谷 敏一	シニアマネージャー	03-3506-2067	toshikazu.shintani@jp.ey.com
中村 健	シニアマネージャー	03-3506-2690	ken.nakamura@jp.ey.com
服部 孝一	シニアマネージャー	03-3506-2775	koichi.hattori@jp.ey.com
バラジ ナジ	シニアマネージャー	03-3506-2120	balazs.nagy@jp.ey.com
新井 卓	マネージャー	03-3506-2112	taku.arai@jp.ey.com
小竹 誠	マネージャー	03-3506-2773	makoto.kotake@jp.ey.com
齋田 美樹	マネージャー	03-3506-2332	miki.saita@jp.ey.com
塩島 一茂	マネージャー	03-3506-2726	kazushige.shiojima@jp.ey.com
善波 真実子	マネージャー	03-3506-1282	mamiko.zennami@jp.ey.com
前川 宗大	マネージャー	03-3506-2469	munehiro.maekawa@jp.ey.com
柳澤 大美	マネージャー	03-3506-2534	hiromi.yanagisawa@jp.ey.com
渡辺 登二	マネージャー	03-3506-1280	toni.watanabe@jp.ey.com

近年、日本では組織再編やM&Aの分野において大きな税制改正が行われ、トランザクションの実行において税務インパクトを考慮し、税効果を最大化するストラクチャーを検討する必要性が高まっています。

トランザクション タックス部では、以下のサービスを提供しております。

- ▶ 税務デューデリジェンス
- ▶ M&A、グループ内再編におけるタックス ストラクチャリング アドバイス
- ▶ トランザクションにおける税務モデリング
- ▶ 関係する契約書類等の税務的観点からのレビュー
- ▶ クロスボーダー取引に関する税務コンサルティング
- ▶ 買収後の再編計画の策定と実施サポート
- ▶ 組織再編において必要となる企業評価
- ▶ 各種ファンド(不動産ファンド、プライベート エクイティ ファンド、ヘッジファンド等)の投資ストラクチャー策定に関する税務アドバイス

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の13万5千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド(EYG)のメンバーファームを指します。EYGは、英国の有限責任保証会社であり、グローバルにおいてアーンスト・アンド・ヤングの組織を統括しており、顧客サービスは提供していません。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

© 2009 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバルネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。